

相続で親の口座が凍結されたら？

亡くなった方のすべての財産は、民法上、相続人の共有のものとなります。そのため財産の保護を目的とし、金融機関は相続が発生したことを知った段階で亡くなった方名義の預金口座を凍結し、入出金が出来なくなります。そのため、亡くなった方の葬儀費用や入院費・介護費等を相続人の誰かが一時的に負担をしなければならない場合もあります。

【口座凍結解除に必要な書類】

遺言書がある場合	遺言書がない場合
○遺言書	○遺産分割協議書
○亡くなった方の出生からの戸籍謄本	○亡くなった方の出生からの戸籍謄本
○相続人全員の戸籍謄本	○相続人全員の戸籍謄本
○遺言執行者の印鑑証明書	○相続人全員の印鑑証明書
○言執行者の実印・銀行印	○相続人の実印
○亡くなった方の通帳、カード	○亡くなった方の通帳、カード

※上記以外に必要な書類がある場合があるため、事前に金融機関へご確認下さい。

◎遺言書がない場合、遺産分割協議にて争いが起きれば、

凍結解除が困難に。。。

そういった場合に活用できる『**相続預金の払戻制度**』があります。



【相続預金の払戻制度の活用】

裁判所の判断による払戻請求	裁判所の判断を経ずに払戻請求 (金融機関に直接申請)
○家庭裁判所の審判書謄本	○亡くなった方の出生からの戸籍謄本、除籍謄本
○相続人（申請者）の印鑑証明書	○相続人全員の戸籍謄本
	○相続人（申請者）の印鑑証明書
○裁判所が認めた金額	○預金額×1/3×法定相続分 ※一金融機関当たり1人150万円が上限

※上記以外に必要な書類がある場合があるため、事前に金融機関へご確認下さい。

◎相続人1人当たりの払戻金額の計算例（金融機関に直接申請の場合）

・・・A銀行に1,500万円、B銀行に300万円、相続人2人

【A銀行】

$$1,500万円 \times 1/3 \times 1/2 = 250万円 > 150万円 = \text{払戻金額：150万円}$$

【B銀行】

$$300万円 \times 1/3 \times 1/2 = 50万円 < 150万円 = \text{払戻金額：50万円}$$